



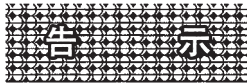
長野県報

7月8日(水)
令和2年
(2020年)
号外

目次

告示

災害救助法の適用地域の指定(危機管理防災課) 1



長野県告示第333号

7月3日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)第2条第1項の規定により、令和2年7月8日から松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、阿智村、下條村及び売木村並びに木曾郡上松町、南木曾町、木曾町、王滝村及び大桑村の区域を災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用地域に指定しました。

令和2年7月8日

長野県知事 阿部 守一

危機管理防災課